

税制調査会（第25回総会）終了後の記者会見議事録

日 時：平成27年10月27日（火）16時33分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○記者

まず、今日の議論を振り返っていただけますでしょうか。

○中里会長

今日は非常に分かりやすかったと思いますが、資産課税セッションということで、資産課税を巡る経済社会構造の変化を概観した上で、相続税や贈与税、固定資産税について、現行制度の概要や、かなり詳しくこれまでの沿革を振り返りながら今後のあり方について議論を行いました。

次回について申し上げましたが、多少の宿題の説明はありますが、基本的には論点整理に向けた起草会合ということで、具体的にどのような整理を行っていくのかという点について議論を進めていきたいと思っています。

○記者

今日のポイントとなりそうな部分はどこでしょうか。

○中里会長

今までずっと所得税、住民税について取り上げてきましたが、資産税については国民の関心は高いわけですから、御承知のとおり、国税で相続税、贈与税、そして地方税の中ではとても大きな税目である固定資産税。相続税、贈与税は比較的裕福な方が、固定資産税は広い階層の国民の方が負担をしている租税ですから、これについて委員の皆様がお持ちの印象や考え方、御批判、アイデアなど、そのようなものをかなりフランクに出していったのではないかと思います。その点はとても良かったと思います。ただし、様々経緯もあることですから、簡単にこのような方向にということにはならないと思いますが、今はあくまでも実像把握の中での資産税の議論ですから、そのような意味では、基本的な問題点はこの1回で随分出たのではないかと。例えば相続税ではこれ、固定資産税はこれなど、それぞれ皆様おっしゃっていました。問題を整理する上でとても良かったのではないかと思います。

○記者

バブル期に固定資産税は軽くて、今は重くなっているという話もありましたが、そういうものも今後テーマになってくるのでしょうか。

○中里会長

よく分かりませんが、バブル期は土地の値段が高かったから、それとの比較でということですか。納める金額は別ということですから。しかし、極端な資産価値の値上がりがあったときの税負担と今のそのようでもない時点における税負担とはおのずと違ってきていると思います。しかし、グラフを見ていただければ分かりますが、バ

ブルのところを参考にしていることはなかなか難しいです。

○記者

基準にはなりにくいですね。

今回のスケジュールはどのようになっていますか。

○中里会長

先ほど申しましたとおり、来年、中期答申です。中期答申の作業はどのような税制をどのようにということについては来年ということになるのですが、これまでかなり集中的に夏から行ってきた実像把握、要するに客観的な足場をきれいに整理して見ていくという、これについての一応の整理は、事実関係の整理ということが多いと思いますが、行っておいた方が良くと思いますから、次回だけでは足りないと思いますが、何回かかけて、一応論点整理という形で、このようなことを議論しましたということ整理して、委員の皆様とそれを共有したいということです。あと何回になるかは始めてみないと分からないのですが、1回では済まないと思っています。

○記者

今日、与党の軽減税率の議論が再開されたのですが、これについて会長はどのような御所見かということと、改めての質問になるかもしれませんが、政府税制調査会としてどのような関わり方をするのかどうかということもお伺いしたいと思います。

○中里会長

与党税制協議会で今、一生懸命議論なさっているわけですから、今は消費税の税率をめぐる議論は政治過程に預けられていると言いますか、政治過程の方で結論を出していただくことなのであると思います。それは、問題点そのものが極めて利害調整的と言いますか、政治における調整に適したと言いますか、そこで扱うしかないテーマですから、そちらで行っていただくということで、ただし、漠然と何も行わないわけにもいきませんから、様子を見ながら、必要があれば事務局を通じてそちらの情報もいただいて、議論すべき点があれば議論したいとは思っています。

ただし、税制というものは政治そのもので、政治というものは利害調整である。それが民主主義の中での政治のあり方で、税制というものは政治に最も適したテーマであるがゆえに、日本国憲法も84条でこれを国会の権限にしているということは、国会なり内閣なり政治の方のmatterにしているということですから、我々はそのための理論的なバックグラウンドのお手伝いを諮問を受けてそれに答申という形で行うということです。今、かなり政治過程の方で政治家の方々が本当に一生懸命議論していることですから、とりあえずはこれを見守ることが我々のとるべきスタンスではないかと考えています。

○記者

今日の税制調査会の意見では、キーワードとしては老老相続という問題が非常に大きく取り上げられて、従来であったらもう少し若い世代に相続をされるべき話が、90

歳の方が60代、80歳の方が50代ということで、高齢者の間での資産循環が起こっているという問題点が指摘されたと思うのです。そうすると、もっと若い人に資産を移転するような税制に見直していく必要性ということについては、会長はどのようにお考えですか。

○中里会長

相続の問題というものは、第一義的に民法の相続法の問題なのです。例えば90歳の方がなくなったときに、その方の相続人が誰になるかということは配偶者の方やお子さんということになるため、孫やひ孫ということには今の民法の上ではなりません。代襲相続、例えば90歳の方のお子さんが亡くなってお孫さんがいらっしゃったときに、亡くなった方の分がお孫さんに行くということはあるとしても、お子さんが生きている限りはお子さんに相続がなされるという民法の定めになっていますから、これを相続税で変えられるかといったら、そういうわけにはいかないです。

したがって、これは民法の方で例えば、それが適切かどうか私には全く分かりませんが、若い人に90歳の方が孫なりひ孫なりにもう少し財産を直接渡したいという制度に民法の方でもしするとなれば、その方向に我々も行くということなのでしょうが、仮にそうすると、税の方はどのような問題が出てくるかということ、世代を飛ばすほど税負担が軽くなるという問題が起こってきてしまうものですから、まず民法を見ながら、その上で私たちがどのようにすべきかを考えるということで、老老相続自体は民法の問題である。悪いということではなくて、民法で解決すべき話であると思っています。

○記者

ありがとうございました。

○中里会長

どうもお世話になりました。

ありがとうございました。

[閉会]